

一般財団法人こまき市民文化財団名義使用許可事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人こまき市民文化財団（以下「財団」という。）が規定する一般財団法人こまき市民文化財団名義使用に関する要綱（平成29年4月3日施行。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、名義使用許可事務について、必要な事項を定めるものとする。

(小牧市及び小牧市教育委員会名義使用の申請)

第2条 財団名義使用許可申請とあわせて小牧市及び小牧市教育委員会（以下「小牧市等」という。）の名義使用許可申請を希望するとき、財団に小牧市等の名義使用許可申請に必要な書類を提出することができる。

2 財団は、小牧市等の名義使用許可申請に必要な書類の提出を受けたとき、速やかに小牧市等に回送しなければならない。

(決定通知)

第3条 小牧市等は当該申請の許可について決定をしたとき、財団に決定通知書を送付することができる。

2 財団は、財団及び小牧市等の決定通知書をあわせて当該申請者に対し通知するものとする。

(チラシ等の設置)

第4条 催物に対しての財団名義使用を受けた者は、市内公共施設への催物のチラシ、ポスター及びパンフレット等の設置、掲出及び配布を依頼することができる。ただし、設置及び掲出の可否については各施設の判断による。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

参考 財団名義使用での許可事項

項 目	共催	協賛	後援	推薦
市民会館でのチラシ設置・ポスター掲出 【対象施設】 小牧市役所生涯学習課、市民会館、中部公民館、青年の家、歴史館、東部市民センター、北里市民センター、味岡市民センター、まなび創造館	○	○	○	○
小牧市広報掲載依頼	○	○	×	×
財団ホームページ掲載	○	○	○	○

※設置、掲出依頼については財団を通じて小牧市に申請する。